

平成20年10月17日

保険契約者の皆様へ

大和生命保険株式会社
管財人 瀬戸 英雄

ご 挨 拶

当社は、平成20年10月10日、東京地方裁判所に更生手続開始の申立てを行い、同日付にて保全管理命令が発令されておりましたが、本日午後3時、同裁判所より、更生手続開始の決定がなされ、同時に、従前、保全管理人でありました私が、当社の管財人に選任されました。

保険契約者の皆様には、多大なご心配とご迷惑をおかけしたにもかかわらず、保全管理命令の発令中ご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

今後当社は、裁判所の監督の下に、更生手続を通じて再建を目指すこととなりますが、その間の業務執行については、すべて管財人の判断の下に行われます。

当社といたしましては、優良なスポンサーを速やかに確保し、できる限り短期間に更生手続を終了させることができるよう、全社一丸となって再建に取り組む所存であります。

裁判所は、管財人のほかに、6名の弁護士を管財人代理として選任いたしました。今後の更生手続は、管財人と管財人代理によって組織される管財人団を中心として進められることとなります。

保険契約者の皆様におかれましては、引き続き更生手続へのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。